

由利本荘市スポーツ賞表彰規程

第1条 本規定は、一般財団法人由利本荘市スポーツ協会が、由利本荘市の体育・スポーツの振興に寄与し、その功績が顕著なものに対し、その栄誉を顕彰するために必要な事項を定める。

第2条 由利本荘市スポーツ賞（以下「本賞」という。）の種類は、功労賞・優秀指導者賞・栄光賞・奨励賞とする。

第3条 功労賞・優秀指導者賞は、次の各号に該当するものの中から選考する。

- (1) スポーツに深い理解と熱意をもち、人格高邁で他の模範となるもの。
- (2) 本市のスポーツの普及振興に著しく功績のあったもの。
- (3) 優秀な選手を育成し、本市競技力の向上に著しく功績のあったもの。

第4条 栄光賞・奨励賞は、個人賞と団体賞とし、次の各号に該当するものの中から選考する。

（個人賞）

- (1) スポーツ熱心で高い品性を持ち、明朗で指導性に富むもの。
- (2) 技量優秀で、本年度全国規模または東北規模の大会において活躍したもの。

（団体賞）

- (1) 協力一致常に全機能を発揮し、その行動に品位を保ち他の模範となるもの。
- (2) 本年度全国規模または東北規模の大会において活躍したもの。

第5条 本賞受賞候補の推薦は、次によるものとする。

- (1) 協会加盟団体長は、所定の期日までに一般財団法人由利本荘市スポーツ協会会長宛推薦する。ただし、学生・生徒の推薦にあたっては、在学学長（学校長）の副申書を添付する。
- (2) 市体育協会会長の推薦するものは、直接選考委員会に提示する。

第6条 本賞の選考には選考委員会あたり、これに関する事項は別に定める。

第7条 第2条に掲げる賞のほか、本市スポーツ振興に貢献したものに、本賞に準じて特別功労賞・有功賞・特別賞・特別栄光賞を授与することができる。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。